

熊取町建設工事等に係る随意契約ガイドライン

(平成 20 年 6 月 24 日策定)

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項及び契約規則（平成 14 年規則第 12 号。以下「規則」という。）に規定する随意契約の事務を適正かつ円滑に進めるため必要な事項を次のとおり定める。

1. 趣 旨

本ガイドラインは、本町が発注する建設工事等に係る随意契約事務の透明性・競争性の確保を目的とし、施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に規定する事項の解釈を示すものである。

随意契約を選択することとした場合は、契約事務の公正性を保持し、経済性の確保を図る観点から、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断した理由及び経緯を整理しなければならない。

2. 対 象

本ガイドラインの対象は、熊取町建設工事等随意契約事務取扱要領（平成 20 年 5 月 27 日制定。以下「事務取扱要領」という。）第 2 条に定める建設工事等とする。

3. 施行令第 167 条の 2 第 1 項各号の解釈

(1) 予定価格が随意契約によることができるとする規則で定める額を超えないとき。
(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号)

① 建設工事等の契約でその予定価格が規則第 21 条に定める額を超えないものをする場合

規則第 21 条（抜粋）

契約の種類	金額	適用
工事又は製造の請負	1,300,000 円	事務取扱要領第 2 条に定める工事
前各号に掲げるもの以外のもの	500,000 円	事務取扱要領第 2 条に定める業務

(2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。
(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)

① 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合
ア 特許工法等の新開発工法を用いる必要がある工事

- イ 文化財その他極めて特殊な建築物であるため施工者が特定される補修、増築等の工事
- ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備であるため、施工可能なものが特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
- エ ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事
- ② 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合
 - ア 本工事の施工に先立ち行なわれる試験的な施工の結果、当該試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事
 - イ 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
 - ウ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事
 - エ 前工事と後工事が、同一の構造物等における工事で、密接不可分な関係にあり、一貫した施工が技術的に必要とされ、施工上の経験、知識があり、現場の状況等に精通したものに施工させる必要がある工事
 - オ 前業務に引き続き行う業務で、設計の継続性、一貫した履行が技術的に必要とされる業務

(3) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号)

- ① 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事を行う場合
 - ア 堤防崩壊に伴う応急工事
 - イ 道路陥没に伴う応急工事
 - ウ 地すべり等の災害に伴う応急工事等
- ② 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事を行う場合
 - ア 水道、下水道施設等の設備機器等の故障において直ちに機能回復しなければ施設の運転に支障をきたす場合に行う工事
 - イ 防災施設、排水施設等、常に稼働できる状態を保たなければならない機器等が故障した場合に行う工事
- ③ 災害の未然防止のための応急工事を行う場合
 - ア 堤防の崩壊防止のための応急工事
 - イ 道路陥没に伴う応急工事
 - ウ 地すべり等の災害・事故の未然防止のための応急工事等

(4) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号)

- ① 現に契約履行中の施工業者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合。
 - ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事等

イ 本体工事と密接に関連する附帯的な工事

② 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、工事の安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合

ア 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあたるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事等

イ 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）

③ 他の発注者の発注にかかる現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合

ア 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事

イ 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

(5) 時価に比べ著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号)
--

① 特定の施工者が、施行に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められる場合

② 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められる場合